

小学校、中学校における新学期に向けた新型コロナウイルス
感染症対策の徹底等について

志賀町教育委員会

新型コロナウイルス感染症については、デルタ株への置き換わりが進む中で、全国的に新規感染者数が急速に増加しており、これまでに経験したことのない感染拡大の局面を迎えています。

新学期を迎えるに当たり、改めて学校において留意すべき事項を下記のとおり要約しました。(※令和3年8月20日付け 文部科学省事務連絡を要約)

各学校におかれては、下記事項に留意し、学校内での感染拡大防止に向けて警戒を強め、新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いします。

記

1. 学校教育活動の継続と臨時休業の判断等

- ・子供の健やかな学びの保障や心身への影響等の観点からも、地域一斉の臨時休業は避けるべきであること。
- ・設置者は、学校の全部又は一部の臨時休業を行う必要性について、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて検討し判断すること。その際、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、感染が広がっているおそれの範囲に応じて、保健所等と相談の上、学級単位や学年単位など必要な範囲で臨時休業とすることが考えられること。

2. 基本的な感染症対策の徹底

- ・個人の基本的な感染予防対策は、変異株であっても、3密（密集・密接・密閉）や特にリスクの高い5つの場面の回避、マスクの適切な着用、手洗いなどが有効とされておりこのことはデルタ株についても同様である。改めて内容の確認と徹底を図ること。
- ・外からウイルスを持ち込まないためには、各家庭の協力が不可欠であることから、PTA等と連携しつつ、保護者の理解と協力を呼びかけること。
- ・感染症対策の実施状況について、別紙のチェックリストも適宜活用しながら改めて確認を行い、対策の徹底を図ること。
- ・発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、児童生徒等・教職員ともに自宅での休養を徹底すること。
- ・児童生徒等の登校時に、健康観察表などを活用し、検温結果及び健康状態を把握すること。
- ・登校時や登校後に児童生徒等に風邪症状が見られた場合には、当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導すること
- ・密閉を回避するため、気候上可能な限り、常時換気に努めること。
- ・身体的距離を確保するため、1mを目安に最大限の間隔をとるように座席を配置すること。なお、それぞれの施設の状況や感染リスクの状況に応じて、座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気を組み合わせるなどにより、柔軟に対応すること。

- ・給食等の食事をする場面では、食事の前後の手洗いの徹底、席の配置の工夫、大声での会話を控える、食事後の歓談時におけるマスクの着用などの対応をとること。また、飲食の場面では感染リスクが高まるとされていることから、十分な換気を行うこと。その際、食事前に室内の空気と外気の入れ替えが行われていることが望ましいこと。

3. 具体的な活動場面ごとの感染症対策について

(1) 各教科等について

- ・地域の感染状況に応じた行動基準を参考としつつ、地域の感染レベルに応じた学校教育活動を行うこと。(志賀町は、現段階でレベル1)

レベル1の地域では適切な感染対策を行った上で実施

※各教科等における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」の例としては、以下のような活動が挙げられる。

各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」

理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」

音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」

図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」

体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

(2) 部活動等について

- ・一部の部活動で、練習や試合に付随する飲食等の行動が原因と思われるクラスターが発生している。
- ・児童生徒の感染を防止し、日々の活動や大会、コンクール等への参加を保障していくため、感染リスクの高い活動等に十分留意すること。
- ・地域の感染状況に応じて、学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等の感染リスクが高い活動や、大会やコンクール等への参加を除く都道府県間の移動を伴う活動については、真に必要な活動かどうかを慎重に判断すること。

(3) 学校行事について

- ・地域の感染状況等を踏まえ、感染症対策の確実な実施や保護者などの理解・協力を前提に、実施に向けて検討を行うこと。その実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮することが必要である。

4. 児童生徒等の心のケア

- ・「コロナ×こどもアンケート」によれば、小学校4年生以上の15%～30%の子供に中等度以上のうつ症状があることが示されており、子供たちの心のケアは引き続き重要な課題となっている。また、コロナ禍における自殺者数の増加の背景には、新型コロナウイルス感染拡大による社会環境の変化などによる影響も指摘されている。さらに、18歳以下の自殺は、学校の長期休業明けの時期に増加する傾向がある。

- ・必要に応じて ICT の活用も図りつつ、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や健康相談の実施等により児童生徒等の状況を的確に把握し、スクールカウンセラー等による支援を行うなど、心のケアに適切に取り組むこと。その際、児童生徒に自殺を企図する兆候が見られた場合には、特定の教職員で抱え込まず、保護者、医療機関等と連携しながら組織的に対応すること。

5. 教職員の感染症対策及びメンタルヘルス対策

(1) 教職員の感染症対策

- ・教職員の感染経路については、「不明」の割合が従来から最も高くなっており、学校内にウイルスを持ち込まないようにすることが極めて重要である。
- ・特に新学期当初は、毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康管理を確実にを行うとともに、普段と体調が少しでも異なる場合には、自宅での休養を徹底すること。

(2) 教職員のメンタルヘルス対策

- ・必要に応じて校務分掌の見直しを図るなど教職員の業務負担が過重とならないよう十分に留意するほか、良好な職場環境・雰囲気醸成等の予防的な取組の充実、メンタルヘルス不調等の健康障害等に関する相談窓口の設置など、教職員が一人で不安や悩みを抱え込むことのないよう対策を講じること。

6. やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する ICT の活用等による学習指導

- ・一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、例えば同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習状況の把握を行うことが重要であること。
- ・学習指導を行う際には、主たる教材である教科書に基づいて指導するとともに、教科書と併用できる教材等（例えばデジタル又はアナログの教材、オンデマンド動画、テレビ放送等）を組み合わせたり、ICT 環境を活用したりして指導することが重要であること。
- ・課題を配信する際には児童生徒の発達の段階や学習の状況を踏まえ、適切な内容や量となるよう留意すること。その際、学習者用デジタル教科書やデジタル教材等を用いたり、それらを組み合わせたりして指導することも考えられること。

7. 差別や偏見の防止

- ・感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見について考える機会を必要に応じて設けるなどにより、感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないよう指導すること。
- ・ワクチンは最終的には個人の判断で接種されるものであることから、ワクチン接種に当たっては、リスクとベネフィットを総合的に勘案し、児童生徒及び保護者の意思で接種の判断を行うことが大切であり、ワクチン接種についても差別が行われないよう必要な指導をすること。